

北本市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（案）について【議事(1)】

1 趣旨

70歳以上の前期高齢者の負担軽減と新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、高額療養費の支給申請について簡素化を行うため、歳入歳出補正予算を計上するものです。

2 簡素化の内容

<p>現 状</p>	<p>高額療養費の支給申請については、毎月400件程度該当があり、基本毎回窓口での申請になっているため、申請の通知を発送する月の月上旬は窓口が混雑している。 特に70歳以上の自己負担限度額は、低所得で8,000円、一般で18,000円を超えると支給対象となるため、該当者の約6割が70歳以上である。</p>
<p>対象者</p>	<p>70歳から74歳までの被保険者が一定の要件により、同意書の提出だけで毎回の窓口申請が不要になり、次回からは口座振替になる。</p>
<p>対象要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基準日は毎月該当月の1日 ・該当世帯の被保険者全員が70歳から74歳であり、世帯主（擬制世帯主含む）が70歳以上であること ・国民健康保険税の滞納がないこと

3 歳入歳出補正予算

歳入補正予算 2, 200千円（事務費繰入金（一般会計から繰出し））
 歳出補正予算 2, 200千円（国民健康保険業務経費：電算処理業務委託料）

4 開始日

令和2年3月（予定）